

令和6年度 金沢大学入学者選抜試験
融合学域観光デザイン学類〈KUGS特別入試：総合型選抜Ⅱ〔一般枠〕〉

受験上の注意

1. 試験日時・試験場

- (1) 試験日時……令和5年12月2日(土)

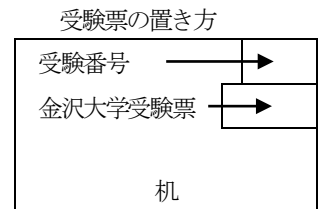
学類	選抜	試験時間割		
観光デザイン学類	総合型選抜Ⅱ 〔一般枠〕	小論文	9時30分～11時00分	【集合時刻】 9時00分
		口述試験 (プレゼンテーションを含む。)	12時30分～	【集合時刻】 12時10分

- (2) 試験場……金沢市角間町 金沢大学総合教育講義棟(別紙「試験場案内図」を確認。)
(3) 下見……令和5年12月1日(金) 13時00分～17時00分
試験場入口(玄関)に試験室案内等を掲示します。試験場建物内へ入ることはできません。
(4) 開場時刻……試験場：8時00分開場(試験室も同じ)

2. 受験票

- (1) 試験当日は、A4サイズで印刷した「金沢大学受験票」を必ず持参してください。
(2) 試験中は「金沢大学受験票」は二つ折りにして、監督者に受験番号、氏名等が見えるように机の上に置いてください。

- (注) ① 試験当日、「金沢大学受験票」を持参しなかった場合は、試験場入口の掲示で確認して、試験場本部に行き、係員の指示を受けてください。
② 「金沢大学受験票」と「大学入学共通テスト受験票」は、入学手続完了まで、紛失しないように大切に保管してください。



3. 受験に際しての注意事項

- (1) 受験者は、試験開始30分前までにかばん等を持ったまま試験室に入室し、「金沢大学受験票」と同一の受験番号の席に着いてください。また、口述試験は筆記試験室を控室とし、試験開始20分前までに入室してください。
(2) 所持品は、集合時刻後に監督者の指示に従って、所持品置場等に置いてください。
(3) 試験開始後20分を経過した遅刻者は、受験できません。
(4) 試験に際し、不正行為(試験の公平性や円滑な実施を損なう恐れがある行為等)があると本学が判断した場合は、失格とします。不正行為が発覚すれば警察に被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。不正行為については[「金沢大学入学者選抜試験での不正行為の注意」](#)を確認してください。
(5) 咳などの体調不良の症状がある場合は、マスクを着用するなど他の受験者への配慮をお願いします。

4. 試験時間中の注意事項

- (1) 試験時間中は、退室を認めません。試験時間中の発病又はトイレ等により、やむを得ず退室を希望する場合には、手を挙げて監督者の指示に従ってください。
ただし、一時退室が認められた場合でも、休養室等での受験は認めません。また、一時退室した分の解答開始時刻の繰り下げや試験時間の延長も認めません。
(2) 所持品の取扱いは、以下を厳守しなければなりません。
① 試験時間中、受験票のほか机の上に置けるものは、「黒鉛筆(和歌、格言等が印刷されているものは不可)」、「鉛筆キャップ」、「シャープペンシル(黒い芯に限る。シャープペンシルの芯ケースは不可)」、「消しゴム(電動式は不可)」、「鉛筆削り(電動式、大型のもの、ナイフ類は不可)」、「直定規」、「時計(辞書や電卓、通信等の機能のあるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー、大型のものは不可)」、「眼鏡」、「ハンカチ(無地に限る)」、「目薬」、「ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)」です。これら以外の所持品を置いてはいけません。
なお、「三角定規」、「分度器」、「分度器付き定規」、「コンパス」、「電卓」、「そろばん」、「グラフ用紙」等の補助具や、「携帯電話」、「スマートフォン」、「ウェアラブル端末(腕時計型、イヤホン型、リストバンド型等すべて含む)」、「タブレット端末」、「電子辞書」、「ICレコーダー」、「イヤホン」、「音楽プレーヤー」等の電子機器類の使用は認めません。
② アラーム機能のついた時計は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除してください。
③ 試験室内では電子機器類の使用を認めません。
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末等の電子機器は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し、電源を切ってかばん等に入れておいてください。アラームは、設定を解除しないと電源を切っても鳴るので十分注意してください。
(次ページに続く)

(前ページから続く)

なお、試験時間中にかばん等の中で携帯電話の着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合には、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を所持品置場から持ち出し、試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。

- ④ 「耳せん」は、監督者の指示等が聞き取れないことがあるので使用を認めません。
 - ⑤ 試験室内ではコート類を着用しても差し支えありません。漢字や英文字、地図等がプリントされている服等は着用を認めません。着用している場合には、脱衣を指示することがあります。
 - ⑥ 「座布団」、「ひざ掛け」の使用を希望する者は、監督者に申し出て許可を得てください。
- (3) マスク着用の方は、本人確認のため、マスクを一時的に外すよう監督者が指示することがあります。
 - (4) 答案用紙は持ち帰ってはいけません。問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ってください。
 - (5) 試験時間中に日常的な生活騒音等（監督者の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音等、周囲の者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、携帯電話や時計等の短時間の鳴動、周囲の建物のチャイム音など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

5. 「口述試験（プレゼンテーションを含む。）」の注意事項

- (1) 口述試験控室内では携帯電話等の使用を認めません。控室に入る前に必ずアラーム設定を解除し、電源を切つかばん等に入れてください。
- (2) 口述試験控室内では、読書等により静粛にしてください。
- (3) 試験に際し、受験番号を呼ばれたら、受験票及びすべての所持品を持って口述試験室に移動してください。
- (4) プレゼンテーションでは、課題について5分程度の口頭発表を求めます。なお、PC機器や資料を用いずに**口頭のみでの実施**とします。
- (5) **プレゼンテーションの課題は、下記のとおりです。**
「以下のキーワードから1つを選び、そのキーワードとこれまで学んだこととの関連性について述べてください。キーワード：①旅行者体験、②非日常、③バーチャルリアリティ、④公共交通、⑤モビリティ、⑥関係人口、⑦地域資源、⑧オーバーツーリズム、⑨持続可能性」
- (6) 口述試験では、プレゼンテーションの他、アドミッション・ポリシーを踏まえた質疑応答を個人単位で行います。
- (7) 口述試験終了後、口述試験控室には再入室できません。速やかに帰宅してください。
- (8) 各受験者の評価の公平性及び客観性を確保するため、口述試験の様子を録画します。録画記録は本入学者選抜における評価の目的にのみ使用します。

6. その他の注意事項

- (1) 入学試験の詳細は、志願者本人の責任で本選抜の学生募集要項を確認してください。
- (2) **大学入学共通テストで、志望する学域・学類等が課すすべての教科・科目を受験しなければ失格とします。**
- (3) **大学入学共通テスト成績請求票を令和5年12月27日（水）必着までに提出しなければ失格とします。**
- (4) 試験中はもちろん試験時間外といえども、静粛にしてください。
- (5) 昼食は各自用意し、筆記試験室（口述試験控室）の自席でとってください（食堂は営業しません）。
- (6) キャンパス内は禁煙です。
- (7) 降雪等による交通渋滞が発生する場合もあるので、早めに試験場に到着するよう注意してください。また、試験場へは、公共交通機関を利用し、乗用車での乗り入れを自粛してください。
- (8) 不測の事態により試験時間等を変更する場合は、金沢大学Webサイトに随時情報を掲載するので、受験直前は特に注意してください。

【金沢大学（入試情報）Webサイト】
金沢大学トップページ>入試情報・高大院接続
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission>



- (9) 入学試験に関する問合せ及び連絡先は、次のとおりです。

〒920-1192 金沢市角間町

【入試当日以外】金沢大学融合系事務部学生課入試係 TEL 076-264-5910

【入試当日のみ】金沢大学融合学域試験場本部 TEL 076-264-5894（8時00分～16時00分）

駅及び試験場周辺等における合格電話・電報等への注意

試験前日又は試験当日、最寄りの駅又は試験場周辺等で「合格電話・電報」等の受付をする者がいますが、これらの行為は本学とは何ら関係のないものであり、これらのことから生じるトラブル等に対して、本学は一切責任を負いません。

試験場案内図 金沢大学融合学域試験場

融合学域
合格者発表掲示場所
総合教育講義棟正面玄関

融合学域試験場
総合教育講義棟

【融合学域試験場までの交通機関】

J R金沢駅兼六園口（東口）バスターミナルから
北陸鉄道バス 8番乗り場発

乗車：93, 94, 97「金沢大学」行き
下車：「金沢大学中央」
（J R金沢駅から約40分）

下車後、徒歩3分



北地区

- N1 大学会館(食堂・売店・郵便局)
- N2 中央図書館・資料館
- N3 総合教育1号館
【国際学類、国際基幹教育院、国際機構留学生教育部】
- N4 総合教育講義棟
- N5 総合教育2号館
【国際基幹教育院、人間社会環境研究科】
- N6 人間社会1号館
【人文学類、地域創造学類、国際学類、人間社会環境研究科】
- N7 人間社会第1講義棟
- N8 人間社会2号館
【法学類、経済学類、人間社会環境研究科】

南地区

- S1 自然科学本館
- S2 自然科学系図書館、南福祉施設(食堂・売店)
- S3 自然科学1号館
【理工学域、薬学類、医薬科学類】、ナノマテリアル研究所
- S4 自然科学2号館
【融合学域、理工学域】、高度モビリティ研究所
- S5 自然科学3号館
【理工学域】

中地区

- N9 北福祉施設(食堂)
- N10 人間社会3号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科、法学研究科】
- N11 人間社会第2講義棟
- N12 人間社会4号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科】
- N13 人間社会5号館
【学校教育学類、地域創造学類、教職実践研究科】、古代文明・文化資源学研究所
- N14 工作実習棟
- N15 教職総合支援センター
- N16 プール
- N17 資料館分館
- N18 北課外活動共用施設
- N19 屋内運動場(体育館)
- N20 エネルギーセンター

中地区

- C1 本部棟、保健管理センター、先端科学・社会共創推進機構
- C2 学術メディア創成センター
- C3 中福祉施設
- C4 自然科学5号館【理工学域】
- C5 インキュベーション施設
- C7 極低温研究室
- C8 疾患モデル総合研究センター
アイソトープ理工系研究施設
- C9 かくまちプラザ
- C10 角間ゲストハウス、スーパーグローバルELPセンター
- C11 国際交流会館



バス停：「金沢大学中央」

徒歩

金沢大学中央バス停

角間口バス停

里山ゾーン
(環境保全自然林)

市道角間町線

角間川

アカサス
インターフェイス

陸上競技場
(金沢大学SOLTILO FIELD Aピッチ)

融合学域
合格者発表掲示場所
総合教育講義棟正面玄関

北地区

中地区

融合学域試験場
総合教育講義棟

北地区

南地区

中地区

北地区

中地区

融合学域試験場
総合教育講義棟

北地区

南地区

中地区

金沢大学入学者選抜試験での不正行為の注意

令和4年7月21日

1. 本学入学者選抜試験において、次の行為は不正行為とし、受験者は入学試験において失格とします。

- (1) 他人に自分の身代わりとして試験を受けさせること、及び自分が他人の身代わりとして試験を受けること。
- (2) 出願確認票、答案用紙へ故意に虚偽の入力や記入をすること。
- (3) 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開くこと、及び解答を始めること。
- (4) カンニングをすること（カンニングペーパーを持ち込むこと、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、答案を交換することなど）、カンニングの手助けをすること、及び他の受験者に答えを教えること。
- (5) 試験時間中に、配付した問題冊子、下書き用紙及び答案用紙を試験室から持ち出すこと。
- (6) 試験時間中に、「各入学者選抜試験の受験上の注意」において、許可されていないものを使用すること。
- (7) 試験時間中、及び口述試験開始前の口述試験控室等において、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン及び音楽プレーヤー等の電子機器類の電源を切ってかばん等にしまわず、使用すること、及び身に付けること。なお、イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。
- (8) 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを置かずに解答を続けること。
- (9) 口述試験において、試験前に試験が終了した他の受験者から試験に関する情報を得ること、及び試験後にこれから試験を受ける他の受験者へ試験に関する情報を与えること。

2. 上記1以外にも次のことを不正行為とみなすことがあります。指示等に従わず、不正行為と認定した場合にも、1の場合と同様に受験者は入学者選抜試験において、失格とします。

- (1) 上記1(7)のほか、アラームの設定を解除せず試験時間中に音（着信音、アラーム、振動音など）を鳴らす等、試験の進行に影響を与えること。
- (2) 試験場において、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申し出や隠ぺいを行うこと、及び他の受験者への迷惑又は本学の円滑な試験実施の支障となる恐れのある行為をすること。
- (3) 試験場において、試験監督者及び本学教職員等の指示に従わないこと。
- (4) その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

3. 不正行為が発覚すれば、警察に被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。